

# タマフの本義

吉野政治

はじめに

タマフ(賜・給)のタマがタマ(魂・靈)である蓋然性は高いと思われる<sup>①</sup>。これまでに出版されている語源説の中にも「タマ(魂)十アフ(合)」とするものとタマフル(魂振る)の音変化とするものがある。ただ、それらはそれぞれに問題点を含むようである。前者は『岩波古語辞典』に、

タマ(魂)アヒ(合)の約か。(求める)心と(与えたいと思ふ)心とが合う意で、それが行為として具体的に実現する意。古語では、「恨み」「憎み」「思ひ」など情意に関する語は、心の内に思ふ意味が発展して、それを外に具体的に行動として現わす意味を持つ。

とあるものであるが、アフ(四段活用)は自動詞であり、タマフは他動詞である。他動詞アフも存在するが下二段活用であり、タマフは四段活用である。右の説明の第二文以下はその点を考慮したものかと思われるが、納得のいくものとは思われない。

後者は金田一京助氏の説であるが、タマフリとミタマノフユ、タマフリとタマシズメとの違いが明確にされていないようであり、<sup>②</sup>想定されている音変化にも無理があるとされる(以下、本稿で引用する金田一氏の論は『日本の敬語』角川新書1959.6による。引用にあたって一部表記を変えた所がある)。

「魂振る」の連用「魂振り」が、 $\text{hV}\text{m}$ の変化で、連用形 Tanafuri となろうとして、国語に  $\text{hV}$  (ヤ行イ列) は発音がなかったから、 $\text{hV}\text{m}$  に替えた形が、 $\text{m}$  たまのふゆであ

ろう。天皇の御霊に触れて、さかんな御魂のおかけを受けることをそう言ったものであろう。この鎮魂のたまふるが今問題にしているたまふのそもその起源であらう。

タマフヲ——タマハ tamafura > tamaha  
 タマフリ——タマヒ tamafuri > tamahi  
 タマフル——タマフ tamafuru > tamafu  
 タマフレ——タマヘ tamafure > tamafe

こうして、「賜は、賜ひ、賜ふ、賜へ」という四段活用動詞が出来たのではなからうか。臣下が大君から下さるものは、それによつてたまを振り起こすたまふりならざるはない。そのことが賜ふ・給ふであつて、その集積が、みたまのふゆ（恩頼）だったのであらう。

しかしなお、タマフのタマがタマ（魂・霊）である蓋然性は高いと思われる。本稿で提出するのは恩恵を与えるタマ（魂・霊）の働きを動詞化したものがタマフであると説である。そのように考えた場合、補助動詞用法への変化や単に敬意のみを添える用法が成立していく経緯についての理解が従来のものと異なってくる。また、特殊な用法として議論のある「申し賜ふ」という言葉についても一貫した捉え方が可能となるように

あり、本稿ではそれらについても述べたいと思う。

#### 1 タマ（魂・霊）とタマフ（賜）

人の「たま」（魂・霊）は二つの性質を持つ。両性質は相異なるもので、むしろ二つの「たま」があると考えた方が理解しやすい。<sup>(3)</sup>一つは遊離魂と呼ばれるもので、肉体の滅んだ後には身体から抜け出し、やがて祖霊となると考えられているものである。生身のままでも、恋にあくがれ、衰弱した肉体から抜け出す場合もある。文学の世界に現れる「たま」の多くはこの遊離魂である。

<sup>(4)</sup> 霊合へば相寝るものを小山田の鹿猪田守ごと母し守らずも  
 （萬葉12・三〇〇）

百足らず 山田の道を 浪雲の うるはし妻と 語らはず  
 別れし来れば 速川の 往きも知らず 衣手の 帰りも知  
 らず 馬じもの 立ちてつまづき 為むすべの たづきを  
 知らに もののふの 八十の心を 天地に 念ひ足らはし  
 玉相はば 君来ますやと 我が嘆く 八尺の嘆き……

（萬葉13・三二七六）

筑波嶺の彼面此面に守部据ゑ母い守れども多麻そ合ひにけ

る

(萬葉14・三三九三)

(後拾遺10・五七五)

人魂のさ青なる君がただ独り逢へりし雨夜の葉非左し念ほ  
ゆ

(萬葉16・三八八九)

男に忘れられて侍りける頃、貴布祢にまゐりてみたらし  
河に螢のとび侍りけるをみてよめる 和泉式部

空蟬の殻は木ごとにとどむれど魂のゆくへを見ぬぞかなし  
き

(古今10・四四八)

もの思へば沢の螢もわが身よりあくがれいづる魂かとぞ見  
る (後拾遺20・一一六四)

男の、人の国にまかれりけるまに、女、俄に病をして、  
いと弱くなりける時、よみ置きて、身まかりける、  
よみ人しらず

声をだに聞かて別るる魂よりもなき床に寝む君ぞかなしき

(古今集16・八五八)

もう一つの「たま」は生命霊と呼ばれるもので、肉体と共に  
滅び去る生命力そのものである。この「たま」は自然物や人工  
物に存在する霊質と呼ばれているものと同質であり、その霊質  
と交流することが出来る。その例としてよく知られているのは、  
植物の枝を髪に挿し、その霊力を感染させ、生命霊としての  
「たま」を活性化させようとする習俗であるが、金田一京助氏

むかし、をとこ、みそかに通ふ女ありけり。それがもとよ  
り、「こよひ夢になむ見え給ひつる」といへりければ、を  
とこ、

の紹介されている次の例もまたその一例である(引用にあつ  
て表記の仕方を一部変えた)。

思ひあまり出にし魂のあるならむ夜ふかく見えば魂すび  
せよ

(伊勢物語百十段)

あの人々(アイヌの人々引用者注)でも、もちろん神の  
考えも、神という語もあつて、しかも驚くほど素朴である。

なげきわび空に乱るるわが魂を結びとどめよしたかへのつ  
ま

(源氏物語・葵)

あの人々は、守り神をいくつもいくつも、めいめいが私有  
すること、われわれの社会で、商人などがめいめいたくさ

十二月晦の夜よみ侍ける 和泉式部  
亡き人の来る夜と聞けど君もなしわが住む宿や魂なきの里

んお得意先をもつて、おのおのそのお陰で榮えて行つて  
るのに似ている。人造物でも精神をこめた作り物には、ラマ

チ (tamachi:「靈」<sup>たま</sup>) がはいって、その靈、すなわち、神が、自分を守ってくれ、急場を助けてくれると考えるから、それで、そういう宝を、いくつでも、欲しがり、また所有する。われわれの宝は、鑑賞したり、金にしたりするが、アイヌではたからものと云ったら、もつ人たちには守り神なのである。われわれには珍しいもの、高価なもので、また名画でも、名器でも、たゞ物であるに過ぎないのと大いにちがうのである。そのたましいのおかげで、目には見えないけれど、自分の運が強く、災を避けて、丈夫に、栄えて行かれると考えるので、物を与えられるということは、たゞ物が自分のものになるばかりでなく、その物のたましいがいっしょに自分に加わって来る。相手の人からたましいを分け与えられることなのである。だから有りがたいのである。

おそらく「たま」という言葉は、本来、遊離魂を意味するものであって、生命靈としての性質は後から付け加わったものと思われる。土橋寛氏は、

靈魂觀念を表わす独立の語としては、専ら「タマ」という語が用いられているのであるが、これはアニミズム的な靈

魂（狹義の靈魂とよぶ）を表わすだけでなく、かつてチ・ニなどの語が表わした生命力や呪力の觀念をも繼承しているのであって、両者を含めた広義の靈魂觀念を表わす語と見るべきである。

という見解を示されているが、そういった超自然靈格であるチやニの働き（すなわち、アイヌのラマチのごとき靈質の働き）を「たま」が受け継いだことを示しているのがタマチハフという言い方ではないかと思われる（「靈治波布神も吾をば打棄てこそ」萬11・二六六一）。「靈が幸を与える・神靈が護る」の意の動詞チハフは、チの呪力を、サキハフ（幸）・ニギハフ（賑）・イハフ（斎）などに見られる動詞接尾語ハフ（四段活用）を付けて動詞化したものと考えられるが、タマチハフは「たま」がチハフというチの働きを繼承したことを意味することになると考えられるからである。したがって、この種の「たま」は他者の求めに応じて恩恵的働きをすることがあり、その恩恵も「たま」と呼ばれる。神や天皇のものは特にミタマノフユ（御魂の振ゆ）とも呼ばれるが、これはタマを活動する状態として捉えたものと思われる。その靈威および靈威によって与えられる恩恵・恩頼もまた同じくミタマノフユと呼ばれる。

吾が主の美多麻賜ひて春さらば奈良の都に召上げたまはね

(萬葉5・八八二)

頼聖帝之神靈、懂得還来。

(垂仁紀百年三月 寛文九年板本訓)

嘗西征之年、頼皇靈之威、提三尺劍擊熊襲国。……今亦頼

神祇之靈、借天皇之威、往臨其境、示以德教。

(景行紀四〇年七月 寛文九年板本訓)

百姓至今咸蒙恩頼 (神代紀上・一書第六 兼方本訓)

さて、本稿で注目するのは靈質の働きを受け継いだ生命靈と

しての「たま」の、他者に恩恵を与える働きである。言うまで

もなく、タマフは単に「与える」の尊敬語とだけ説明されるべ

きものではなく、恩恵の意味を含むものであるからである。

そこで、タマフは「たま」(生命靈)の働きを動詞接尾語フ

を付けて動詞化したものであり、靈的影響(特に恩恵)を与える

の行為を意味するのが原義であると考へたい。同じく名詞に接

尾語フ(四段活用)を付けて動詞化したものに、ウタフ

(歌)・サカフ(境)などがある。

ところで、遊離魂もまた他者に働きかけることはよく知られ

ている。しかし、そのほとんどは怨靈である。<sup>(?)</sup>

タマフの本義

僧玄防死す。…(中略)…世に相伝へて云ふ。藤原広嗣の靈の為に害せらる、と。

(続日本紀・天平十八年六月十八日条)

菅丞相の靈、白昼、形を顕し、左右の耳より、青竜を出現

せしめ、善相公に謁して言はく、尊閣の諷諫を用ゐずして、

左降の罪に坐す。今、天帝の裁許を得て怨敵を抑へむと欲

ふ。(扶桑略記・延喜九年四月条)

ただし、次のように恩恵的な働きをする遊離魂(祖靈)もごく

稀に見える(萬葉集の例は官命の例によつたものである)。

天皇が御靈たちの恵しび賜ひ撫で賜ふ事に依りて顕はし示

し給ふ物に在るらしと念ほし召せば、

(統紀宣命第十三詔)

…天地の 神相うづなひ 皇御祖の御靈たすけて 遠き代

に かかりしことを 朕が御代に 顕はしてあれば……

(萬葉18・四〇九四)

しかし、遊離魂が他者に対して働きかけるのは怨靈のごとく自

己の意志を貫くためであつて、他者の求めに応じることはない

ようである。右の恩恵的行為も皇祖靈自体の意志によるものと

考へられる。これに対して、生命靈の恩恵的行為は、先の「聖

四七

帝之神靈・「皇靈之威」のミタマノフユが「頼」るものであったように、他者の求めに応じるものである。タマフの恩恵的行為もまた、

吾が主の御靈多麻比て春さらば奈良の都に召上げたまはね

(萬葉5・八八二)

あしひきの 山のとをりに この見ゆる 天の白雲 海神  
の 沖つ宮辺に 立ち渡りとの曇り合ひて 雨も多麻波ね

(萬葉18・四一一二)

この頃の吾が恋力不給者(たまはずは)京兆みやづかに出でて訴へむ

(萬葉16・三三五九)

のごとく、他者の願いに応じてなされることがある。タマフを取えて生命靈としての「たま」にのみ関係つける所以である。

## 2 動詞用法から補助動詞用法へ

単に敬意を添える用法は、タマフが他の動詞について「:し  
て下さる」の意となり、それが形式化したものであると考えられている。<sup>(8)</sup>しかし、「:して下さる」という意味になるのは、その動作の受け手が話し手と一致する場合である。仮に、その場合の用法から単に敬意を添える用法が派生したとする場合<sup>(10)</sup>、

木下正俊氏〔上代敬語動詞成立考〕「萬葉」十九号 1956. 4  
『萬葉集語法の研究』所収)が、

受け手が、「われ」一個人から身内の者へ、更に大勢の人  
びとへと内容を拡大するにつれて、話し手の関心も薄れて  
行き、ゼロに等しくなり形式化する。

と推定されるように、幾つかの過程を経た後に漸く成立するものと考えざるを得ないことになる。しかし、その用法は補助動詞用法タマフの最も早い例として文献に現れてくる。<sup>(11)</sup>例えば萬葉集第一期の歌に見られる補助動詞用法のタマフは、舒明天皇の時代(七世紀前半)のものと考えられる次の一例だけであるが、この用例はその用法としか考えられないものである。

やすみしし 我が大君の 朝には 取撫賜(とりなで)たま  
ひ) 夕には いより立たし 御執らしの 梓の弓の な  
か弭の 音すなり 朝狩に 今立たすらし 夕狩に 今立  
たすらし 御執らしの 梓の弓の なか弭の 音すなり

(巻1・三三)

最近の説では七世紀後半のものと考えられる法隆寺金堂薬師如来像光背銘に見える例もまた、その用法としか考えられないものである。

池邊大宮治天下天皇大御身勞賜時、(中略)誓願賜、我大御病太平欲坐故將造寺藥師像作仕奉詔。然、當時崩賜造不堪者……

一心乎以天護物會、此心知天汝都可弊止勅甚……

(統紀宣命第四五詔)

原理的には最終段階に出現すると考えられるものが、早期に現われることはあり得ることであろうが、実際の現われ方を、より自然に説明することが可能であれば、その方が望ましいわけである。以下、そうした説明の可能性を探りたい。

改めて考えれば、タマフが「与える」の意であれば、それが他の動詞に付いた場合にも「…して与える」の意であろうと考えるのが自然である。

○日本爾明神登御宇天皇朝庭登某蕃王能申上随爾参上来留客等参近奴登撰津国守等聞着氏水脉母教導賜幣止宣随爾迎賜波登查

(延喜式女蕃寮条)

○挂毛畏俊朕我天乃御門帝皇我御命以天……朕爾勅之、天下乃政事波慈乎以天治号、……下波天下乃諸人民乎愍給弊。復勅之、……朕我立天在人入止云止毛汝我心尔不能止知目尔見天奉人乎波改天立奉事方心乃麻尔麻世与止命俊。復勅之、朕我東人尔授刀天侍奉留事波汝乃近護止矣護之奉止念天奈毛在。是東人波常尔云久額尔波箭波立止毛背波箭方不立止云天君乎

有坂秀世氏<sup>(12)</sup>は右の二例を示し、前者の例を「水路を教え導いてやれと仰せられる勅命のままに汝らを迎えてとらせる由を申し聞かせるぞ」の意味であろうと言われ、後者の文章において「治めよ」「心のまにませよ」「汝使へ」がタマフが付いているのに対し、「慇み給へ」の場合にのみタマフが使われているのは、「慇み給へ」が「お慇みなさい」ではなく、「慇んでやれ」という意味だからであると言われる。これらのタマフには敬意が含まれていないことは言われるとおりであるが、恩恵の意味は含まれていることは注目されてよい。そのことを誤解なく伝えるためには、有坂氏が右の第二例の訳として用いられている「…してとらせる」(あるいは「…してつかわす」という訳を充てておくのがよいであろう。先にタマフが他の動詞の後に付いた場合の意味として想定した「…して与える」は、この「…してとらせる」(…してつかわす)といった恩恵の意味あいを含んだ言い方に相当するものになるはずである。これは次のような自敬表現と理解できるものの本質にかかわるものと考えられる。

於是、太后帰神、言教覚詔者、「西方有国。金銀為本。目之炎輝種種珍宝多在。吾今、帰賜其国。」  
はたまはむ (仲哀記)

ところで、有坂氏は、右のような意味のものから「ただ上人が下の人に向つてなす動作を表示するだけのもの」という用法が派生したとされる。有坂氏がその例として挙げられたのは次のような例である(三例のみを掲げるが、その他の例は最後の例と同じく「宣(のたまふ)」の例である)。

○天皇大命スミヤケオホミコトノミコト止ト親王等ミコトナリ又汝王臣等マタイノオホミコトナリ語賜コトヲタマフ止ト勅久ヘトリスセハク

(統紀宣命第七詔)

○篁笏ヲ執テ王ニ申サク、此ノ日本ノ大臣ハ心直ニシテ人ノ為ニ吉キ者也。今度ノ罪己レニ免シ給ラムト。王此レヲ聞テ宣ハク、此レ極テ難キ事也ト言ヘドモ、申請フニ依テ免シ給フト。然レバ篁此ノ搦タル者ニ仰セ給テ速ニ可將返シト行ヘバ、將返ルト思フ程ニ活レリ。

(今昔物語集卷二〇語第四五)

○大臣宣、辨官ハカシメ式部兵部ハカシメ給歴名ハカシメ令候人等率ハカシメ參来止宣ハカシメ

しかし、第一例は「語らつてやれ」という意味であり、恩惠の意味を含んだものと理解できるはずである。第三例はノリタマ

フではなくノタマフであつて、厳密には「動詞+タマフ」(…したまふ)の例と同列には考えられない恐れがある。したがつて、今昔物語集の例のみが確かな例となるが、その一例をもつて、この用法を一般的なものとするには躊躇せざるをえない。有坂氏は「…してやる(…してとらせる。…してつかわず)」の意味のものからは、右のような例、すなわち「ただ上人が下の人に向つてなす動作を表示するだけのもの」のみが成立し、単に敬意を添える用法は成立しないと考えられているようであるが、仮に右のような用法が成立したとしても、それがその用法以外のものの成立を阻む原因にはならないと思われる。

ただ、本稿の筆者は話し手が行為の与え手自身(あるいは受け手自身)と一致する特別な場合の用いられ方が一般化して、単に敬意を添える用法が成立したのではないと考えている。「…したまふ」という言い方で、タマフに上接する動詞の表わす行為が特定の者に対し恩恵を与えるものである場合、その動作の受け手が話し手と一致する場合には「…して下さる」という訳が適するものとなり、与え手と話し手と一致する場合には「…してやる(…してとらせる)」などの訳が適するものとなる、ということは右に述べたとおりであるが、それらは「…し



たまふ」という形の実際の運用の一つの場合にすぎないので

あって、一般には「…したまふ」は話し手がその「…する」行為を恩恵的行為と捉えたことを意味する形式であると言うべきではなからうか。「…したまふ」という形式は話し手の視点から用いられているのであって、それが話し手と受け手とが一致していれば（あるいは話し手が受け手側に立つ場合には）「…して下さる」と訳さざるを得ないものとなり、話し手と与え手とが一致していれば（あるいは話し手が与え手側に立つ場合には）「…してやる（…してとらせる）」と訳さざるを得ないものになるというのにすぎないものと思われる。

ただし、一般に話し手は行為者側から語るものである。したがって、物語の地の文などの「…したまふ」は動作の受け手側の視点から理解するより、与え手側の視点から理解する方が本来の用いられ方に即したものと考えられる。上代でも最も古い用例として大量に利用できるのは古事記の例であるが、その地の文には「動詞十賜」の形が多く見られる。例えば次のような例である。

賜名号置目老嫗。仍召入宮内、敦広慈賜。

（顯宗記）

天神御子之命以、饗賜八十建。

（神武記）

タマフの本義

名賜其曙立王、謂倭者師木登美豊朝倉曙立王。

（垂仁記）

古事記の語り手は与え手（天皇家）側に立つ者であるが、第三者の視点からの語り口をとってさえいれば「…してとらせる」「…してつかわす」といった表現となり、おのずから天皇家側の論理を語ることになる。語り手は安心して第三者としての語り方をしえたはずである。したがって、これらの用例は行為の与え手・受け手といった立場から離れた話し手の視点から用いられた用例として扱ってよいであろう。

ところで、ある行為が実際に誰かに対して恩恵を与える行為として行われたものでなくとも、話し手がそれを恩恵的な行為と捉えた場合には「…したまふ」という形を用いることは可能であったと思われる。「日月は明しといへど我がためは照りやたまはぬ」（萬葉5・八九二）の例はそのような考え方に導かせる。さらに、木下正俊氏が前掲論文で「我が目らに塩塗りたまひ」（萬葉15・三八八六）を例にとり、「それでもかたじけない仕合わせとして受けようとしているのだという思考法はさほど遠い昔の慣わしばかりではなかったような気がする」と述べられているが、天子の行為は何事であれ、有り難いものとして

捉えられた世界を想定すれば、例えば、

やすみしし 我が大君の 夕されば 召賜良之(見したま

ふらし) 明け来れば 問賜良志(訪ひたまふらし) 神

丘の 山の紅葉を 今日もかも 問給麻思(訪ひたまはま

し) 明日もかも 召賜萬旨(見したまはまし) …

(萬葉2・一五九 持統天皇)

…春べは 花折りかざし 秋立てば 黄葉かざし しぎた

への 袖携はり 鏡なす 見れども飽かず もち月の い

やめづらしみ 思ほしし 君と時々 幸して 遊賜之(遊

びたまひし) 御食向ふ きのへの宮を…

(萬葉2・一九六 柿本人麻呂)

のように、個人的に山の紅葉を訪うことであれ、見ることであ

れ、その行為を「…したまふ」と表現することになろう(「幸」

が出御を意味することも参考になる)。それを仮に現代語訳す

れば、受け手側の立場に立てば「見てくださった神丘の山の紅

葉」「遊んでくださったきのへの宮」となり、与え手側の立場

に立てば「見てつかわされた…」「遊んでつかわされた…」とい

うことになる。そうした表現から恩恵的感情が見失われると、

「…したまふ」は形式化し単純な尊敬を表わす用法としか理解

できなくなり、「こ覧になった…」「お遊びになった…」となるはずである。

以上のようなことから単に敬意を添える用法が成立したとすると、その用法の成立は容易であり、早かったものと思われる。

### 3 「申し賜ふ」

マラシタマフ(申し賜ふ)は、タマフが上接動詞の主語に対

して何ら敬意を表わす必要のない場合に用いられている例とし

てさまざまに議論されている。これまでの諸説について触れる

ことはしないが、以下に述べる本稿の考え方は、有坂秀世氏

〔「金有等麻宇之多麻蔽禮」について〕「国語音韻史の研究増

補新版」所収)の、

恐らくは、「申す」がごく一般的な意義を表す語であつた

のに対し、「申したまふ」は特に鄭重な儀式的な気持を含

んだ語(現代語で言へば「言上する」などに相当するも

の)ではなかつたかと思はれるのである。

という考え方に近いものである。しかし、「鄭重な儀式的な気

持」を含んだ語となるのはこの言葉が儀式用語となった後のこ

とであつて、本来は「恩恵的な意味」を含んだものではなかつ

たかと思われる。

マラシタマフの最も古い用例の一つは、次の古事記の例である。

詔別者「大山守命、為山海之政。大雀命、執食国之政以白賜（食国之政を執りて、白し賜へ）。宇遲能和紀郎子、所知天津日繼也」。

（応神記）

後には儀式の場において奏上する時の慣用語的なものとなるが、右の例はそういった場での用例ではなく、天皇の言葉の中に出てくるものである。この詔は、宇遲能和紀郎子に皇位を継がせたいと思つてゐる天皇の「年上の子と年下の子のどちらがよいか」という問いに対し、郎子の一人の兄である大山守命は「年上の子がよいとしい」と答え、もう一人の兄である大雀命は天皇の心中を察して、「年上の子は既に成人してゐるので、案じることはないが、年下の子はまだ成人してはないので、こちらの方がよいとしい」と答えたのを受けて言われたものである。注目しておきたいのは、皇位継承の時（実質的には天皇の崩御の時）は不定であるが、大雀命の答えから判断すると、その時点では未成年である者が皇位を継承することであり、天皇の心を察し得た者が「食国の政を執りて、白し賜へ」という命令を

受けていることである。<sup>(13)</sup>

例えば、統紀宣命第五詔には、文武天皇が皇位を親王（聖武天皇）に譲ろうとした時、親王があまりに幼少であるので、りあえずその母（元明天皇）に譲つたとあり、『三代実録』貞観十八年十一月の詔には、

朕も昔、幼穉を以て此の位を得鍾げり。賢臣の保佐に頼りて今日に至り得たり。然れば則ち良き佐の翼を戴けば皇太子の大成すること、何ぞ遠く有らむとなも念ほしめず。故に、是を以て、皇太子と定めたる貞明親王に此の位を授り賜ふ。諸衆、此の状を悟りて清き直き心を持ちて皇太子を輔け導き仕奉りて天下を平けく有らしめよ。

とあるが、年若い宇遲能和紀郎子に皇位を譲ろうとする場合に問題になるのは、それを助ける人物のことではないかと思われる。古事記のこの箇所に対応する書紀の文章は「立菟道稚郎子為嗣。（中略）任大山守命令掌山川林野。以大鷦鷯尊、為太子輔之、令知国事」。（応神紀四十年）であり、「為太子輔之」という言葉があるのは、右の推測が憶測ではないことを示す。

そこで、古事記の「執食国之政以白賜」に相当する書紀の「為太子輔之令知国事」の内容について検討してみたい。先ず、

「為太子輔之」の「輔」は「輔弼」と同じで、統治権行使を助ける人の意であり、「太子の補佐となり」の意と理解して問題ないであろう。次に「令知国事」の部分であるが、書紀の「令知」は次に示すように全て「知らせる」の意味で用いられている。

選群卿、遣于四方、令知朕意。 (崇神紀十年七月)

於是、皇后及大臣武内宿祢、匿天皇之喪、不令知天下。

(仲哀紀九年二月)

時、大鷦鷯尊遣吾子籠於額田大中彦皇子而、令知状。

(仁德即位前紀)

早下郡県、令知朕心。

(宣化紀元年五月)

中大兄、使將軍巨勢德陀臣、(中略)説於賊党、令知所赴。

(皇極紀四年六月)

百濟州柔城始降於唐。是時国人相謂之曰、(中略)遂教本

在枕服岐城之妻子等、令知去国之心。(天智紀二年九月)

したがって、「令知国事」は「国事を知らせる」意と考えられる。「知らせる」相手は「太子」としか考えられまい。書紀の

「令知」の例はすべてその知らせる対象が明記されており、

「天下」などを対象とするものであれば、それが書かれたはず

である。「太子に対して国事を知らせる」というのは「太子に諸政を奏上する」の意味ではないであろう。もしそうであれば、「令知」ではなく「奏」が用いられたはずである。「奏」は書紀には多用されており、約二〇〇の用例がある。したがって、この「令知」は「理解させる」「精通させる」の意味と考えられる。

結局、書紀の「為太子輔之令知国事」を意訳すれば「輔弼となつて太子をたすけ、国政について精通させた」といったようなことではないかと思われるが、それは右に引用した貞観十八年十一月詔の「良き佐の翼を戴けば皇太子の大成すること、何そ遠く有らむ」と実質は変わらない内容である。

問題とする古事記の「白賜」は書紀の「令知国事」と同じような意味であり、「(国政について)お教え申し上げよ」といった意味ではないかと思われる。ただし、この場合は未成年の太子であるから、ここではそういった内容になるのであって、マヲシタマフのマヲスはそういった限定された意味の言葉ではないであろう。例えば、

請、奉洪業付属太后、令大友王奉宣諸政(請ふ、洪業を奉て太后に付属けて、大友王をして諸の政を奉宣しめむ)

(天智紀十年十月)

の「奉宣」には寛文版に「マシタマヒノタハシメム」という訓が加えられているが、このマシタマヒは、有坂氏(「金有等麻宇之多麻徹禮」について)が言われるように、マヲシタマヒと同じであつて、「奉」は中臣本・水戸光圀校合本・日本紀略の「奏」の方がふさわしい訓であり、大友王は摂政として諸政を太后に対して「奏」し(マシタマヒ)、太后の御意を承けて臣民に「宣」する(ノタブ)という意味であると理解される。ここのマヲシタマフは諸政を太后に「奏する」という訳が適當である。つまり、マヲスは「言ふ」の受手尊敬語以外の何ものでもないだろう。

先に、タマフの原義は靈的影響(恩恵)を与えることであらうと考えたが、その原義は「上の人が下の人に」という要素を必ずしも必要とはしないものである。結果的にそのような場合が多いことにならうが、タマフの本義からは与える側に立つものは、靈的影響を与える能力を持つ者でしかないであろう。兄の大雀命が弟の宇遲能和紀郎子の輔弼として働き国の政について指導することも、大友王が摂政として諸政を太后に奏するの、靈的という意味あいには失われているものの、能力ある者が

恩恵的行為を相手に与えるという点でタマフの本義に背くものではない。

「天の下申し賜ふ」という慣用句があるが、これは「天の下の政を執り」、申し賜ふ」の略されたものと思われる。次に見るように「天の下申し賜ふ」人物は太政官の政務審議部門に属する左右大臣・大納言以上の人物であり(④は太政大臣高市皇子、⑤は大納言大伴旅人、⑥は遣唐大使多治比真人広成の父の左大臣嶋)、「天の下申し賜ふ」とこと共に「朝廷を助け奉る」ことなどが対句となっている例が多いことも、古事記の大雀命の場合と同じような文脈である。

①親王等を始めて王臣汝等清き明き正しき直き心を以て、皇朝を穴ひ扶け奉りて、天下公民乎奏賜と詔ふ命を……

(統紀宣命第五詔(七二四年))

②御世御世に当りて天下奏賜比、国家護り仕へ奉る事の勝れたる臣たちの……

(統紀宣命第十三詔(七四九年))

③祖父大臣の明く淨き心を以て、御世累ねて天下申給比、朝廷助け仕へ奉りたぶこと……

(統紀宣命第二十六詔(七六〇年))

④……やすみしし、吾が大王の 天下申賜者 万代に 然も有

らむと…… (萬葉2・一九九 (六九六年))

(統紀宣命第六詔、七一九年)

⑤ 万代にいましたまひて阿米能志多麻乎志多波祢朝廷去らず  
て (萬葉5・八七九 (七三〇年))

○…鶏が鳴く 東の国の 小田なる山に 金ありと 麻宇之  
多麻敝礼 御心を 明らめたまひ 天地の 神相うづなひ  
皇御祖の御霊たすけて 遠き代に かかりしことを 朕が  
御代に 顕はしてあれば 御食国は さかえむものと 神

⑥…高照らす 日の朝廷 神ながら 愛の盛りに 天下奏多  
麻比志 家の子と 選びたまひて…… (萬葉5・八九四 (七三三年))

ながら 思ほしめして…… (萬18・四〇九四、七四九年)

平安時代以降には「天の下申し賜ふ」は殆ど現れない。有坂  
氏の集められている例で見ると、少し変形された次の一例が見  
えるだけである。

○…古へゆ 無かりし瑞兆 たびまねく 申多麻比奴……  
(萬19・四二五四、七五一年)

右大臣正二位藤原良房朝臣は朕の外舅なり。又、稚き親王  
と大坐す時より助導き仕奉れる所もあり。今も又、忠貞な  
る心を持って、食国の天下の政を相あななひ申し賜ひ助け奉  
る事も漸久くなりぬ。 (天安元「八五七」年二月詔)

金田一京助氏はこれらの例について次のように言われている  
(傍線引用者)。  
「辺土から黄金がでる」「國中に奇瑞が現われる」という  
ようなこと、そのことすでに、天皇の御稜威をさかんにし  
奉る「みたまふり」になるから、「申したまふる」という

右のように「天の下」といった言葉に結びつかず、公的な場  
所での奏上に用いられている「申し賜ふ」についても、早い時  
期の用例には明瞭にタマフの本義が感じ取れるように思われる。  
○…京職大夫従三位藤原朝臣麻呂等い 凶負へる 亀一頭献つら  
くと奏賜ふに、聞こしめし、驚き賜ひ恠しび賜ひ見そなは  
し 欲び賜ひ嘉で賜ひて…… (14)

理由があつて、「給ふ」がついたその原義が忘れられても、  
大臣や長官の奏上だから「給ふ」をつけて習慣的に「申し  
給ふ」という古い慣用語が存在したことが考えられるので  
はあるまいか。  
もとより凶負える亀や黄金などに呪力があるのであるが、その

実物運び込むまでもなく、黄金や奇瑞が出たと奏上することは、その言葉の持つ靈力（言靈）の働きによって、同様の結果をもたらすのである。本来、儀式の場で用いられる「申し賜ふ」はこのようなミタマフリとなるようなものを奏上する場合にのみ用いられたものと思われる。しかし、

今宣はく、頃者王等・臣等の中に、礼無く逆なる人もありて計るならく、大宮を囲まむと云ひて、私の兵備ふと聞き看して、かへすがへす念ほせども、誰しの奴か朕が朝を背きて、然為る人の一人もあらむと念ほせば、法の隨に治め賜はず。然れども一事を数人重ねて奏し賜へば、……

（統紀宣命第一六詔（七五七年））

のような例は既にそうではない。ここには言靈信仰は存在しないであろう。言靈を失った「申し賜ふ」は、内裏式や貞観儀式に載せるような、司司の役人が儀式の場において政を奏上する場合の、型に嵌まった儀式語として機能するしかないものとなる。それはもはや、有坂氏が言われるように、「申す」がごく一般的な意義を表す語であるのに対し、「申したまふ」は特に鄭重な儀式的な氣持を含んだ語というしかないものである。

おわりに

タマフと同じく行為者尊敬（為手尊敬）の補助動詞であるマス（イマス）は平安時代に入ると一般には用いられなくなる。これは、マス（イマス）が古い言葉であったため、高い敬意を表わすことのできる新しい言葉であるタマフに取って変わられたものと理解されている。しかし、第二節で見たように、タマフが敬語補助動詞化するののもっと早い時期であった。また、マス（イマス）が敬語補助動詞化するの是一般に考えられているより時代が降るようである。したがって、タマフとマス（イマス）の関係を再検討しつつ、マスの衰退の原因を改めて考える必要がある。このことが次の課題となるが、別稿を期したい。

〔注〕

（一） タマフの語源を「タ（手）+マフ（幣）」とする説もある（吉田金彦「記紀・万葉集の敬語」『敬語講座2』上代・中古の敬語」明治書院）。マフ（幣）という動詞は存在せず、捧げ贈る物の意味の名詞マヒ（幣）が存在するだけであるが、

…橘の花を居散らし 終日に 鳴けども聞きよし

幣はせむ 遠くな行きそ 吾がやどの 花橘に 住み  
渡れ鳥 (萬9・一七五五)

わがやどに咲けるなでしこ麻比はせむゆめ花散るない  
やをちに咲け (萬20・四四四六)

麻比之つつ君が仰せるなでしこが花のみ訪はむ君なら  
なくに (萬20・四四四七)

などの「幣ひはせむ」という言い方やサ変動詞「幣ひす」から、その存在を想定することは可能であろう。ただ、「まひす」は神・死者・人・鶯など、物を贈る相手に制限はなく、したがってまた上下意識もない。しかし、「贈る」から「与える」に移り、上位者の待遇価値観を伴うようになって、『手幣ふ』は『まふ』『まひす』と別の道を歩むようになったのではないだろうか」と言われるが、「贈る」がどのような仕組みで「与える」となり、上位者の待遇価値観を伴うようになったのか、その説明が望まれるところである。吉田氏が同じく「手」が付いた例としてあげられた「手馴る」「手握る」「手作る」「手越す」「手挿む」「手放る」「手向ふ」などにそれを説明できるものはないように見える。

また、タブにハ行四段活用の複語尾あるいは継続の意を表わす助動詞フが付き、b—mの音変化したものがタマフであるとする説があるが、これに対しては既にいくつかの観点から異論が出されている。たとえば、タバフ

という語形は見当たらないこと。平安時代初期まではmからbへの子音交替の例は多いものの、その逆は無いうであることなどである。これに対して、タマフからタブが生まれたとする説(山田孝雄『奈良朝文法史』・浜田敦『古代日本語』など)は、*tama-ite* *v* *tan-bu* *v* *tam-bu* (*v* *ab*) という音変化が考えられ、下二段活用のタマフとタブとの関係においても、タブは食ベルという今の語へつらなる新しい形であることから受け入れやすい。

(2) 「鎮魂」はタマシツメであり、身体から遊離しようとする魂を身体の中に鎮めること(『令義解』職員令神祇官条「鎮魂(謂、鎮安也。人陽氣曰魂、魂運也。言招離遊之運魂、鎮身体之中府。故曰鎮魂。)」)、タマフリ(魂振り)は弱ったタマ(生命力・靈力)を振り動かすことによって活力を与えること、ミタマフユ(御魂の振ゆ)のフユは他動詞フル(振る)に対する自動詞である。

(3) 土橋寛『古代歌謡と儀礼の研究』(岩波書店 1965、2)の第三章第一節に次のように述べられている。

タマという国語が靈魂を表わす語であることはいうまでもないが、それは従来アニミズム的な靈魂観念(内在魂、遊離魂を含めて)としてののみ理解されてきた。

しかし宗教民族学の説くところによれば、そうした人格的な靈魂観念のほかに、アニマチズムとかプレアニ



ミズムと呼ばれる段階に属する非人格的な靈魂觀念として、靈質、靈威、呪力などがあるとされており、タマという語も、内在魂や遊離魂だけでなく、そのような靈魂觀念をも表わす語であった。

ヨーロッパの宗教学の研究については、同氏の『日本語に探る古代信仰 フェティシズムから神道まで』中公新書 1980(乙)に簡潔に紹介されている(五―七頁)。また、同書によれば「日本の学界で理解しているタマは、もっぱら遊離魂であつて、身体靈としての靈力ないし生命力觀念は、ほとんど知られていないか、無視されているのが現状である」ようだが、手近なところで、広辞苑(第四版)にも次のようにある。

アニミズム [animism] 宗教の原初的な超自然觀の一。自然界のあらゆる事物は、具体的な形象をもつと同時に、それぞれ固有の靈魂や精靈などの靈的存在を有するとみなし、諸現象はその意思や働きによるものと見なす信仰。

アニマチイズム [animatism] 宗教の原初的な超自然觀の一。自然界の事物に靈的な力や生命力が秘められていると考え、この力を生活に取り込もうとする信仰。個々の事物に固有の靈的存在をみとめるアニミズムよりさらに原初的な超自然觀として提示。ポリネシアのManaはこのような力の觀念の代表的なもの。

なお、本節は土橋氏の右の二著書および『日本古代の呪術と説話』(瑞書房 1989(乙))に負うところが多い。

(4) 「魂合ふ」というのは「魂が通じて離れた所の人に逢う意」(『時代別国語大辞典上代編』「たま[靈]」の項)と考えられる。「心が合う」とも理解できるが、「ころ」と「たま」とは別のものであろう。リー・クーンチヨイ著『インドネシアの民族―民族精神をさぐる旅』(伊藤雄次訳・サイマル出版 1987(乙))に、

トラジャ族は、人間の精神的特質についての次のような概念をもっていると言われている。人間は地上で生あることを示すサンガ(生命力)とスマナ(意識)をもっている。人間はまたボンボ(個人の魂)を保有している。(中略)ボンボが死体の肉体から離れて、村のまわりをさまよったり、死者が埋葬を待っているトコンナンに集まったりする。

とあるが、「ころ」は「スマナ」と同じく肉体と密接な関係を持つ精神作用であると考えられる。

(5) 注(3)の『古代歌謡と儀礼の研究』第三章第一節。

(6) 「衣手の 常陸の国の 二並ぶ 筑波の山を 見まく 欲り 君来ませりと 暑けくに 汗かきなげ 木の根取り うそぶぎ登り 峰の上を 君に見すれば 男の神も 許したまひ 女の神も 千羽日たまひて 時と無く 雲居雨降る 筑波嶺を 清に照して いふかりし 国のま

ほらを つばらかに 示したまへば……(萬9・一七五三)。「影護知波不、護短可太知波不」(新撰字鏡)。

(7) しかも、これは外来思想の影響である可能性がある。

寺川真知夫「靈魂觀と伝承形成—書紀と靈異記と—」  
『説話論集 第六集 上代の伝承とその表現』清文堂  
1997.4所収)。

(8) 例えは有坂秀世「祝詞宣命の訓義に関する考證」(『国語と国文学』1937.5、『国語音韻史の研究 増補新版』)には、

四段活用の補助動詞タマフの本来の實質的意義は、言ふまでもなく、「與える」(上の人が下の人に)といふことであるが、この語が他の動詞の下に結合する時は、「……して下さる」といふ意義を表す。例へば

日月波安可之等伊倍騰安我多米波照哉多麻波奴(萬葉集卷五、貧窮問答歌)

この「照りや賜はぬ」は、即ち「照つては下さらないのか」といふ意味である。かやうな用法から、今一步進む時はタマフはつひに単純な尊敬を表す語となつてしまふ。例へば、「見賜ふ」は「御覽になる」の意、「忘れ賜ふ」は「お忘れになる」の意に用ゐられること、何人もよく知つてゐる所である。

とあり、『日本国語大辞典』にも次のようにある。

上位から下位へ物や恩恵を与える動作を表わすのが原

義と思われる。そこから、恩恵を受ける下位者の立場を主として、「上位者が恩恵を与えてくれる。下さる」という、動作手を敬う気持が生じ、尊敬語が成立す。一方、恩恵を与える立場の者を主として、「恩恵を与えてやる、くれてやる」の意に用いられる場合も生じている。

(9) 有坂氏は注(8)の引用に続けて次のように言われている。

併しながら、「……し賜ふ」といふ形が「……して下さる」といふ意味になるのは、その動作によつて直接又は間接に恩恵を受ける立場に於ての話である。之に反して、その動作によつて相手に恩恵を与える人の立場を主として考へる時は、「……し賜ふ」は寧ろ「……してやる」といふ意味になる道理である。

(10) 受け手側の領域の拡大を用法の変化の原因と見ること、下二段活用の「たまふ」の場合についても言われている。下二段活用の謙讓語補助動詞「たまふ」(一させていただく)の用法は、第一人称の場合であるのが原則であるが、次のように第三人称に用いられた例がある。

おほせごと奉らんはやすきことなれど月ごらの御こゝろたがへたるやうにこの人思給へんことをなん思ひ給へばばかる。  
(源氏物語・東屋)

いでや昔の人の夜昼思ひ給へなげきし身を如何様にと

ぞ。 (宇津保物語・国讓上)

こうした例について有坂秀世氏 (下二段活用補助動詞『たまふ』の源流について (再考) 『国語と国文学』

1935. 5, 『国語音韻史の研究 増補新版』四八〇頁) は、

思ふに、謙遜の気持は元来自己に関するものなるべき筈であるが、既に松尾博士の説いて居られる通り、その自己感情の範囲は、必ずしも純粹の第一人称のみに限られず、時には (第三人称として現れる所の) 自分の身近い親族や仲間の人々の上まで拡張され得る。

それらの人も、自己側の人と感ぜられる限りに於て、その行為は謙遜の気持を以て表現され得るのである。と説明されている。しかし、この場合は一人称の場合を原則とする用法が拡大されて三人称にも用いられる場合である。もともと三人称の場合に用いられるタマフ (四

段活用) が同様の経過をたどる必要性はないものと思われ。

- (11) 古事記撰録 (七二二年) 以前の用例に、この用法の占める比率が極端に高いことは、拙稿「古事記の補助動詞タマフの通時的位置について」(『国語語彙史の研究』十卷七) 1997. 10 掲載予定) 参照。

(12) 有坂注 (8) 論文

- (13) 西郷信綱『古事記注釈』は、天孫降臨条の「思金神取持前事為政」(思金神は、前の事を取り持ちて、政為よ)

タマフの本義

とある「取り持ちて」について、

大嘗乃政事乎取以天、奉供

(統紀三七詔・天平神護元年十一月)

右大臣藤原朝臣滋内外乃政乎取持矣勤仕奉

(三代実録、貞観十八年十一月詔)

大君の命かこみ食国の許等登理毛知豆

(萬17・四〇〇八)

の例に、この応神記の例を「食国の政を執り以ちて白し賜へ」と訓んで加え、

これらにはマツリゴトがトリモツベきものであった消息が語られている。現代語のトリモツは伸介する意だが、マツリゴトもあれこれと思慮分別したり議つたりしてとり行なうべきものであった。思兼神の名義ともこれは合致する。(因みに portic という語に思慮分別ある prudent とか、賢い sagacious とかの意があるが、これと政治 portis との関係につき、専家の教示を仰ぎたい。)

と言われている。確かに、大雀命は天皇の質問の真意を察し得た人物であり、思兼神と似たところがあり、注目される見解である。ただし、「執食国之政以白賜」を「食国の政を執り以ちて白し賜へ」と訓むことは妥当ではないであろう。古事記では接続助詞「て」には多く「而」字が用いられ、「以」は動詞として用いられるこ

とが多いが、そのように訓むべきものであれば、「執」字と「以」字は離されずに「執以食国之政白賜」などがあるべきところである。「以」を助詞「て」に充てる例は「多祿給其老女以、返遣也」(雄略記)などがある。

(14) 所謂自敬表現と考えられるものは除く。たとえばこの宣命の前半部にある「白し賜ふ」の例がそうである。

…皇と坐す朕も、聞き持たる事乏しく、見持たる行少み、朕が臣として供へ奉る人等も、一つ二つを漏らし落す事もあらむかと、辱み愧かしみ思ほし坐して、我皇太上天皇の大前に、恐こじもの進退ひ匍匐ひ廻ほり、白し賜ひ受け賜はらくは、卿等の問ひ来む政をは、かくや答へ賜はむ、かくや答へ賜はむと白し賜ひ、官にや治め賜はむと白し賜へば、教へ賜ひ、おもふけ賜ひ、答へ賜ひ、宣の賜ふままに、…

(15) 拙稿「尊敬の助動詞マス(イマス)成立考」(「萬葉」百五十号 1994. 5)